

2019年1月1日より、愛知県ゴルフ連盟主催競技はR&A USGA発行のゴルフ規則（2019年1月施行）と、このローカルルールを適用する。
これらの追加・変更については各競技に適用される競技規定やプレーヤーへの注意事項を確認のこと。

別途規定されている場合、または適用規則が明示されている場合を除き、ローカルルールの違反の罰は：一般の罰（2罰打）

ローカルルール

1. アウトオブバウンズ（規則18）

- a. アウトオブバウンズは白杭の柱のコース側を地表レベルで結んだ線によって定められる。
- b. アウトオブバウンズに止まったり、そのアウトオブバウンズを超えて止まった球は、他のホールではインバウンズとなるコースの別の部分に止まったとしてもアウトオブバウンズである。

2. ペナルティーエリア（規則17）

- a. レッドペナルティーエリアの縁がアウトオブバウンズの境界縁まで及んでいる場合、そのレッドペナルティーエリアの縁はアウトオブバウンズの境界縁と一致する。
- b. 片側だけ定められているレッドペナルティーエリアは無限に及ぶ。

注：ペナルティーエリアに指定ドロップ区域が設置されている場合、プレーヤーは規則17に基づいて処置をするか、あるいは1罰打のもとに指定ドロップ区域にドロップすることができる。

3. 異常なコース状態（規則16）

- a. 修理地は白線と青杭を持って表示する。
- b. プレーヤーの球が張芝の継ぎ目にあるか、触れている場合、あるいは継ぎ目がプレーヤーの意図するスイングの区域の障害となっている場合
 - (i) ジェネラルエリアの球：そのプレーヤーは規則16.1bに基づいて救済を受けることができる。
 - (ii) パッティンググリーン上の球：そのプレーヤーは規則16.1dに基づいて救済を受けることができる。しかし、その継ぎ目がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合障害は存在しない。救済を受けるときは、張芝の区域の中のすべての継ぎ目は同じ継ぎ目として扱われる。そのことは、球をドロップした後どの継ぎ目であってもプレーヤーの障害となる場合、たとえその球が基点から1クラブレンジ以内にある場合でも、そのプレーヤーは規則14.3c(2)に基づいて要求されるように処置しなければならないこと（再ドロップ）を意味している。
- c. パッティンググリーン上やフェアウェイの長さかそれ以下に刈ったジェネラルエリアの部分にあるペイントや線は規則16.1に基づく救済が認められる修理地として扱われる。しかし、ペイントの線や点がプレーヤーのスタンスにだけ障害となっている場合、障害は存在しない。
- d. コース内にある排水路はジェネラルエリアの動かせない障害物として扱われ、ペナルティーエリアではない。
- e. 人工の素材で作られ、カート道路に沿って設置されている排水路はジェネラルエリアの動かせない障害物として扱われ、そのカート道路の一部である。プレーヤーは規則16.1bに基づいて罰なしに救済を受けることができる。
- f. 動かせない障害物に接している他の動かせない障害物は一体の障害物とみなす。
- g. 動かせない障害物に白線で繋がれた区域はその障害物の一部とみなす。
- h. 動かせない障害物によって囲まれた造園区域（花壇、低木の植え込みなど）はその障害物の一部とみなす。
- i. 規則16.3は次のように修正される：バンカーの上方の積み芝の面と露出した土の壁にくい込んだ球について罰なしの救済は認められない。

4. コースと不可分の部分

- a. 巻物、ワイヤー、ケーブル、添木などで樹木に密着している部分
- b. 枕木
- c. 所定の場所にあるバンカーライナー
- d. ペナルティーエリア内にある人工的な護岸やパイリング（枕木等の構築物）

5. 委員会の裁定

委員会はローカルルールを修正する権限を有し、すべての事柄について、この委員会の裁定は最終である。

6. クラブと球の規格

- a. 適合ドライバーヘッドリスト（ローカルルールひな型 G-1）を適用する。
- b. 公認球リスト（ローカルルールひな型 G-3）を適用する。

7. 険悪な気象状況によるプレーの中断（規則 5.7）

危険な状況のためにプレーの中断、または通常の間断はサイレンによって伝えられる。どちらの場合も、プレーの再開はサイレンによって伝えられる。

- 即時中断； 1 回の長いサイレン
通常の間断； 3 回の短いサイレン
プレーの再開； 2 回の短いサイレン

8. ホールとホール間の練習

規則 5.5b は次のように修正される；

2つのホールのプレーの間、プレーヤーは次のことをしてはならない。

- ・終了したばかりのパッティンググリーンやその近くで練習ストロークを行う。
- ・終了したばかりのパッティンググリーンをの表面を擦ったり、球を転がすことでパッティンググリーン面をテストする。

9. 移動

動力付き移動機器の使用を禁止する。

ラウンド中プレーヤーは動力付きの移動機器に乗車してはならない。ただし、委員会が認めた場合や、事後承認された場合を除く。キャディーはいつでも乗車することができる。ストロークと距離の罰に基づいてプレーする（あるいはプレーした）プレーヤーは常に動力付きの移動機器に乗車して移動することが承認される。プレーヤーは違反のあった各ホールに対して一般の罰を受ける。2つのホールの間違反は次のホールに適用される。

10. キャディー(共有)

規則 10.3a は次のように修正される：プレーヤーはラウンド中にキャディーを使用してはならない。

10.1. スコアカードの提出（規則 3.3b）

スコアリングエリア方式を採用する。プレーヤーのスコアカードは、プレーヤーの両足が所定のスコアリングエリアから出た時点で委員会に提出されたことになる。スコアカードを提出する前にスコアリングエリアを離れる必要のあるプレーヤーは、スコアリングオフィシャルにその意思を告げなければならない、そしてすぐに戻らなければならない。

10.2. タイの決定

タイの決定方法は該当する競技規定に定める。

10.3. 競技終了時点

本競技は競技委員長の成績発表をもって終了する。

10.4. 競技の成立

本競技の競技者全員が規定のラウンドをホールアウトできなかった場合、委員会は競技成立について別途協議（再開、予備日など）するものとする。

注意事項

1. ローカルルールに追加変更のある場合は掲示板、スタートホールのティーイングエリア付近に告示する。
2. 委員会は競技中を含めいつでも、出場に相応しくないと判断したプレーヤーの参加資格を取り消すことができる。
3. 練習は指定練習場で行い、打撃練習場では備え付けの球を使用すること。スタート前の練習は1人1コイン(30球)を限度とする。
注) 飛距離 200 ヤード以上のクラブは使用禁止とする。
4. ティーマーカーは男子が青マーク、女子は白マークとする。
5. 大会服装規定を遵守すること。
6. 愛知県ゴルフ連盟並びに会場クラブの服装規定を順守すること。服装規定に違反がある場合、競技委員会は競技者の参加資格を取り消すことができる。
7. コース内は携帯電話の使用は禁止する。
8. パー3において、先行組みのプレーヤーは、自分の組の誰もまだパットを始めていない段階で、後続組のプレーヤー全員がティーイングエリアまで来ている場合、グリーン上にある球の位置をマークしてすべて拾い上げ、後続組にティーイングエリアからプレーさせることができる。

- 追記
1. レストランは、午前6時30分よりオープン。
 2. 練習場は、午前6時30分よりオープン。

競技委員長 鈴木文男